様式第7号　別記

個人情報取扱特記事項

　（基本的事項）

第１条　指定管理者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報という。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取扱わなければならない。

　（秘密の保持）

第２条　指定管理者は、この協定による業務（以下「本件業務」という。）を処理するにあたって知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　指定管理者は、本件業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この協定の指定期間が終了後又は指定取消し後においても同様とする。

　（適正な管理）

第３条　指定管理者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、き損、滅失、改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（業務従事者への監督及び教育）

第４条　指定管理者は、業務従事者に対し、個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

　（再委託の禁止又は制限）

第５条　指定管理者は、津山市が同意した場合を除き、本件業務の処理を第三者に委託（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

２　指定管理者は、本件業務の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ書面を津山市に提出し、津山市の同意を得なければならない。この場合、指定管理者は、再委託先にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、津山市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

３　指定管理者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法並びに秘密保持その他の安全管理措置について具体的に規定しなければならない。

４　指定管理者は、再委託先に対して本件業務の処理を委託した場合は、その履行状況を管理監督するとともに、津山市の求めに応じて、管理監督の状況を津山市に対して適宜報告しなければならない。

　（派遣労働者利用時の措置）

第６条　指定管理者は、本件業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　指定管理者は、津山市に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

　（目的外利用等の禁止）

第７条　指定管理者は、津山市の同意がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報をこの協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

　（複写等の禁止）

第８条　指定管理者は、津山市の同意がある場合を除き、本件業務を処理するために津山市から貸与された個人情報が記録された資料等をこの協定の目的以外に複写し、又は複製してはならない。

　（個人情報の安全管理）

第９条　指定管理者は、本件業務を処理するにあたり、個人情報を取扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ津山市に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、津山市が同意した場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

３　指定管理者は、個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ津山市に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

４　指定管理者は、個人情報を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

（１）個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

（２）個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

（３）個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

（４）個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

　（事故報告義務）

第１０条　指定管理者は、本件業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに津山市に報告し、その指示に従わなければならない。この協定の指定期間が終了し、又は指定取消しされた後においても同様とする。

　（検査等の実施）

第１１条　津山市は、指定管理者が本件業務を処理するにあたって扱う個人情報の取扱状況について、必要があると認めるときは、指定管理者に対し報告を求め、又は検査することができるものとする。

２　指定管理者は、津山市から前項の指示があったときは、速やかに、これに従わなければならない。

　（契約の解除及び損害賠償）

第１２条　津山市は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、指定の取消し及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

　（漏えい等が発生した場合の責任）

第１３条　指定管理者は、本件業務に係る個人情報の漏えい等の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により津山市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（収集の制限）

第１４条　指定管理者は、本件業務を処理するにあたって個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

　（資料等の返還等）

第１５条　指定管理者は、本件業務を処理するために津山市から引き渡され、又は指定管理者自ら作成し若しくは取得した個人情報について、この協定の指定期間終了後速やかに津山市の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

２　指定管理者は、個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法により廃棄しなければならない。

３　指定管理者は、ハードディスク等に記録された個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

４　指定管理者は、個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を津山市に提出しなければならない。

５　指定管理者は、廃棄又は消去に際し、津山市から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（注）　個人情報を取扱う業務の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。